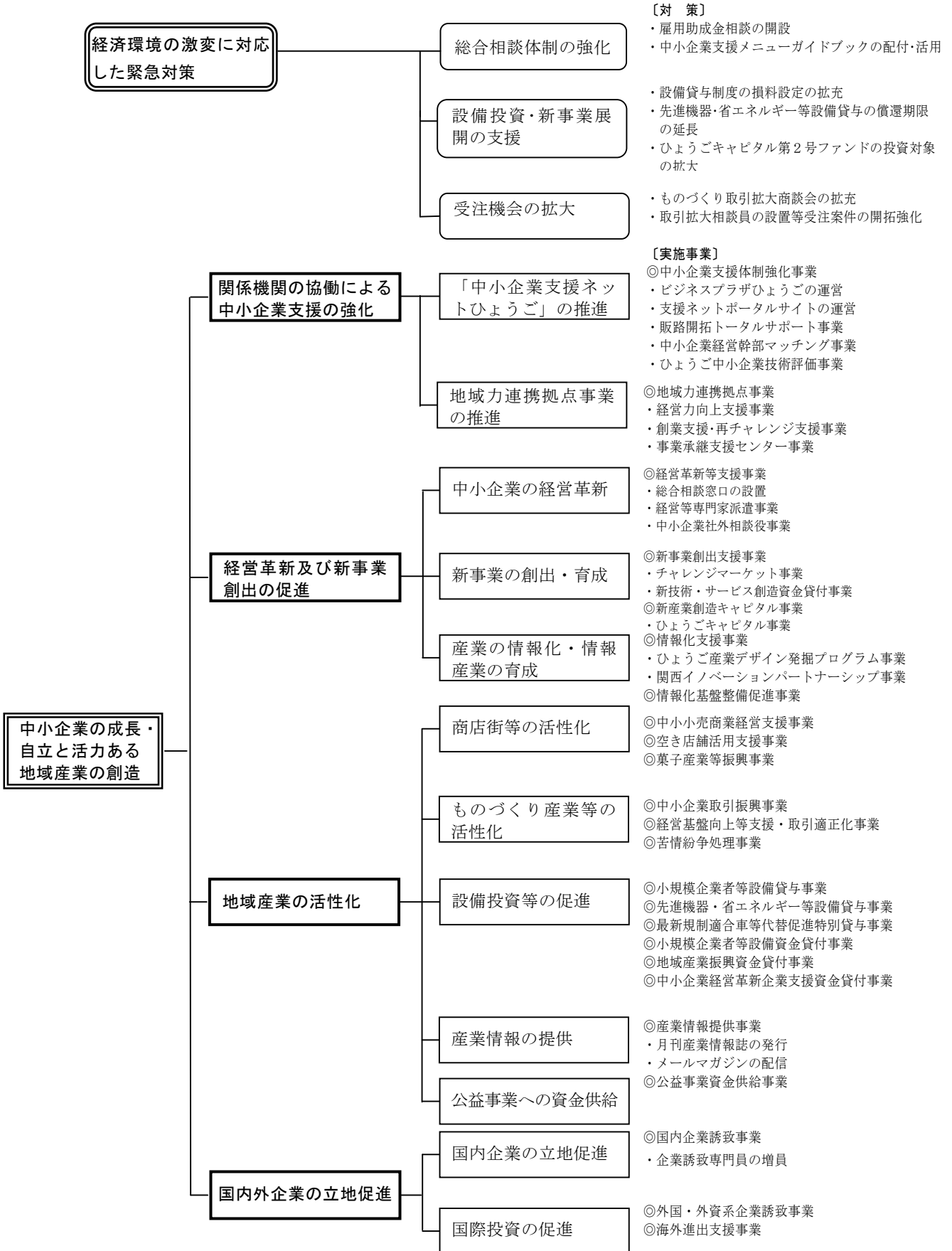


**(財)ひょうご産業活性化センター
平成 21 年度 事業計画**

1 事業体系

兵庫の元気の創出 ～ 挑戦する企業をトータルサポート ～



2 事業活動の基本方針

米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機に伴い、世界同時不況の様相を呈しており、日本経済は、戦後最悪と言われる急激な景気後退局面にある。本県においても造船、タービンなど引き続き堅調な分野がある一方、自動車や家電関連を中心として受注が急減し、厳しい経済雇用情勢の先行きは予断を許さない状況にある。

中小企業支援を使命とする当センターとしては、兵庫県の緊急経済・雇用対策の一翼を担い、このような状況に即応するため、前年度においては緊急対策として資金需要への弾力的対応を図る設備貸与制度の損料設定の拡充、緊急ものづくり取引拡大商談会の開催、雇用助成金相談の開設や中小企業支援メニューガイドブックの作成等に取り組んできたところである。

平成 21 年度においては、引き続きこれら緊急対策を遂行しつつ、一方では厳しい経営環境の中で、次の時代に備えて新たな展開を目指す企業への支援強化も視座に置いて、「**関係機関の協働による中小企業支援の強化**」、「**経営革新及び新事業創出の促進**」、「**地域産業の活性化**」、「**国内外企業の立地促進**」の重点課題に着実に取り組む。

その際、①関係機関との**協働体制の一層の進化**②多様な支援ツールを有するセンターの**総合力の発揮**③**躍動感あふれる事業執行**を行動指針として、センターの組織力、現場力を生かしながら積極的に事業活動を推進し、当センターの目標である「**中小企業の成長・自立と活力ある地域産業の創造**」の具体化を目指す。

これらの展開を通じて、「**ひょうご経済・雇用活性化プログラム**」の具体化及び兵庫県の「**新行財政構造改革推進方策**」の実現への貢献を図る。

なお、公益法人制度改革に対応するため、平成 22 年 4 月に公益財団法人へ移行することを目標に、公益認定の取得に向けた準備を鋭意進める。

以下、4つの重点課題の概要について記述する。

まず、「**関係機関の協働による中小企業支援の強化**」については、「**中小企業支援ネットひょうご**」の推進を図るため、構成団体に加え、連携団体である金融機関、産学連携に取り組む大学・高専、専門家団体等とも連携し、「**支援ネットポータルサイト**」を活用して支援情報を総合的に発信するほか、各分野における中小企業支援のネットワークを拡げる。また、「**ビジネスプラザひょうご**」（総合相談窓口、交流室、ホール、ITサポート室等）については、引き続き中小企業者が気軽に立ち寄ることができ、セミナー等で学び、交流を深め、さらに支援を受けることのできる県内中小企業全体の活動・交流拠点として活用するほか、「**総合相談ナビゲーター**」による相談窓口体制の充実、「**総括コーディネーター**」や「**マネージャー**」による成長期待企業の発掘・育成や企業間連携の促進に取り組む。

また、成長期待企業に対する販路開拓支援として、企業OBや専門家等が経験・人脈等を活用して販売先の開拓を推進する「**販路開拓トータルサポート事業**」をはじめ、経営戦略を助言し実行できる専門能力の高い人材と中小企業をマッチングする「**中小企業経営幹部マッチング事業**」、中小企業の技術力・将来性を評価し円滑な資金供給等を支援する「**ひょうご中小企業技術評価事業**」等を引き続き実施する。

さらに、中小企業等の経営支援拠点形成を目指す「**地域力連携拠点事業**」を実施し、中小企業の経営力の向上、創業、事業承継等の課題対応を充実する。

「**経営革新及び新事業創出の促進**」については、**中小企業の経営革新**を推進するため、相談機能の充実を図るとともに、「**経営等専門家派遣事業**」等を実施するほか、企業経営者や大学教授が個別中小企業者の実態に即した事業展開上のヒントや知恵を授け、中小企業の経営革新等を支援する「**中小企業社外相談役事業**」等を実施する。

また、**新事業の創出・育成**を推進するため、研究開発や新事業開発に取り組む中小企業等に対する資金貸付制度として「**新技術・サービス創造資金貸付事業**」を実施するほか、資金調達や販路開拓を希望するベンチャー企業等と投資家や業務提携先等との出会いの場を提供する「**チャレンジマーケット事業**」や、当センターが出資する「**ひょうご産業活性化ファンド第2号投資事業有限責任組合**」（平成 21 年 1 月より当センターが無限責任組合員の地位に就くこととなった）を通じた株式

投資により企業の創業・新事業展開を支援する「**新産業創造キャピタル事業**」を充実強化するとともに新規ファンドの組成にも着手する。

さらに、**産業の情報化・情報産業の育成**を推進するため、専門学校生や大学生等を対象に産業コンテンツの制作人材を育成し、ビジネスチャンスの創出と県内中小企業等のデザイン力強化等を図る「**ひょうご産業デザイン発掘プログラム**」を実施するとともに、ITの利活用により中小企業のイノベーションを促進する「**関西イノベーションパートナーシップ事業**」等を実施する。

「**地域産業の活性化**」については、**商店街等の活性化**を図るため、中小小売商業者の活発な事業展開に役立つ情報の提供、各種相談などソフト面でのきめ細かい支援を行う「**中小小売商業経営支援事業**」のほか、インターネットを通じた空き店舗情報の提供や、空き店舗を活用した新規開業等による賑わい創出を図る商店街等の取り組みを支援する「**空き店舗活用支援事業**」を実施する。

さらに、「第25回全国菓子大博覧会・兵庫」の成果を継承し、県下菓子産業の一層の振興を図るため、人材育成やブランド化を推進する「**菓子産業等振興事業**」を新たに実施する。

また、急激に減少する厳しい受注環境のなか、**ものづくり産業等の活性化**を図るため、受注機会の拡大に資する「取引商談会」を拡充開催するとともに、新たに「取引拡大相談員」を設置して中小企業の取引拡大を支援する「**中小企業取引振興事業**」を推進するほか、「下請かけこみ寺」等による「**苦情紛争処理事業**」を実施する。

さらに、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の**設備投資等の促進**を図るため、「**小規模企業者等設備貸与事業**」、「**先進機器・省エネルギー等設備貸与事業**」について、利用促進に向けた制度改善のもと拡充実施するとともに、自動車NOx・PM法の排出基準に適合する自動車への代替を支援する「**最新規制適合車等代替促進特別貸与事業**」や「**小規模企業者等設備資金貸付事業**」、「**地域産業振興資金貸付事業**」、「**中小企業経営革新企業支援資金貸付事業**」の資金貸付事業を引き続き実施する。

また、企業活動に役立つ**産業情報の提供**に努め、「月刊産業情報誌の発行」、「メールマガジンの配信」等による情報発信を実施する。

「**国内外企業の立地促進**」については、「ひょうご・神戸投資サポートセンター」及び「ビジネスサポートセンター・東京」を総合窓口として、国内企業、外資系企業、外国企業のさまざまな企業ニーズに対応しながら、県内立地をワンストップで支援する。

国内企業の立地促進については、進出企業が求める立地環境や産業用地などの投資関連情報の提供等の総合的支援や、企業誘致専門員を増員し、専門員を活用した企業訪問、効果的なアンケート調査による各種投資情報の収集、本県の立地優位性のPR活動などの「**国内企業誘致事業**」を実施する。

また、阪神・播磨地域の産業集積の特性を生かすとともに、但馬、丹波、淡路地域の立地を促進するため、地元市町等と連携し、地域の特性を生かした企業誘致を進める。

国際投資の促進を図るため、「ひょうご・神戸」の投資環境・ビジネス・生活関連情報の提供、進出相談などの「**外国・外資系企業誘致事業**」を積極的に展開するとともに、県内企業を対象とした「**海外進出支援事業**」を実施し、双方向の国際経済交流を支援する。

また、首都圏に日本法人をおく外資系企業へ県内への2次進出を働きかける。

(注)【平成20年度に実施した主な緊急対策】

- (1) 資金需要に弾力的に対応するため、設備貸与制度の損料設定を3段階(1.75%、2.0%、2.25%)から5段階(1.5%、2.5%を追加)に拡充(平成21年1月5日～)
- (2) 緊急ものづくり取引拡大商談会を神戸市内で開催(平成21年2月17日)
- (3) 経営・金融相談に加え、雇用助成金相談を実施(平成21年1月16日～、神戸商工会議所と共催)
- (4) 緊急経済対策等各種支援メニューを網羅した支援メニューガイドブックを作成(平成21年3月)
- (5) 第2号ファンドにおける投資対象を拡大(既存企業における新規事業展開等による事業収益等に着目した投資も実施)

関係機関の協働による中小企業支援の強化

I 「中小企業支援ネットひょうご」の推進

1 中小企業支援体制強化事業

中小企業の経営革新、新規創業等を促進するため、総括コーディネーター等を配置し、他の中小企業支援機関と連携を図りつつ、各支援機関の持っている支援策をコーディネートするとともに、成長期待企業発掘・育成委員会を通じ、具体的な支援方策の実施を図る。

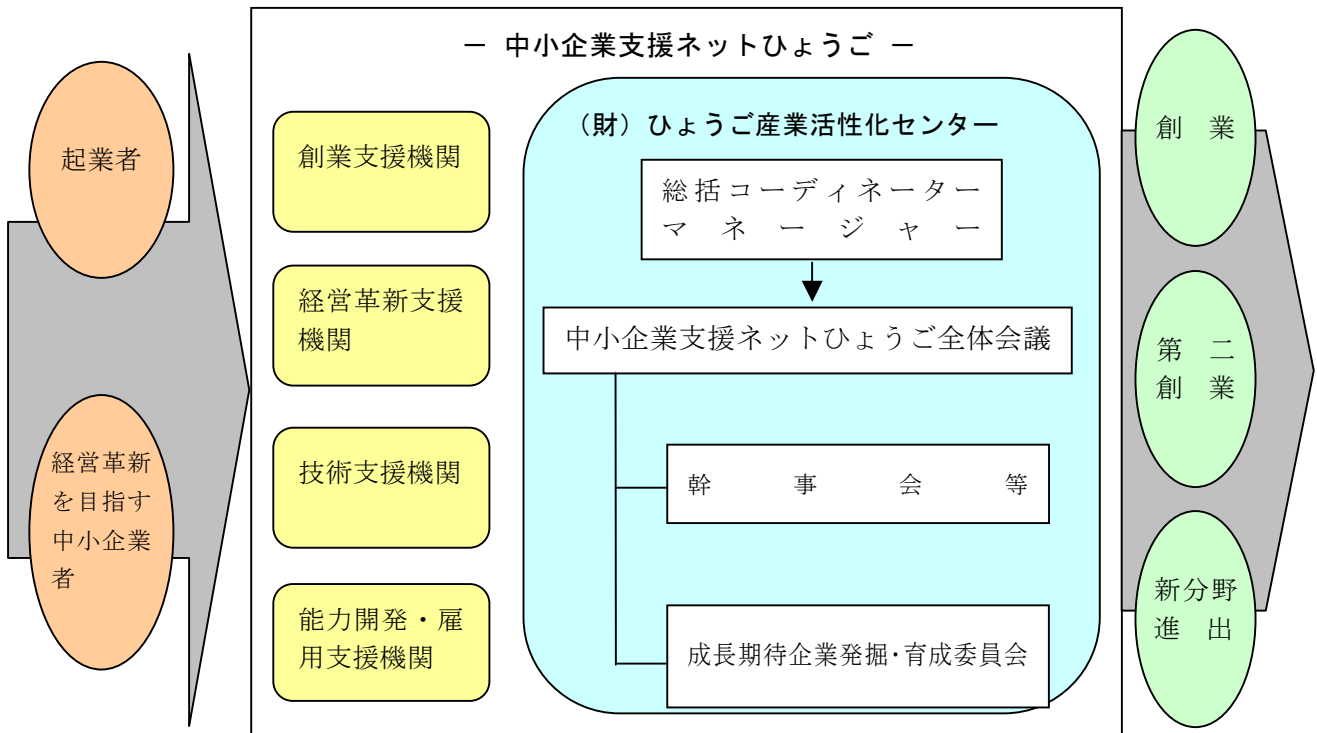
(1) 「中小企業支援ネットひょうご」体制の推進

ア 支援機関の連携

各中小企業支援機関との連携体制を強化するために、中小企業支援ネット構成団体による「中小企業支援ネットひょうご全体会議」のもとに、中小企業支援ネットひょうご（以下、「支援ネット」という。）の活動を検証し、今後の運営方針を検討する「幹事会」を開催するほか、連携事業に係る諸課題に応じて関係機関会議を開催する。

さらに、金融機関、産学連携に取り組む大学・高専、専門家団体等を連携団体と位置づけ、支援のネットワークを拡大する。

また、支援希望案件に対する最適な支援方策を講じる「成長期待企業発掘・育成委員会」を引き続き開催する。



中小企業支援ネットひょうご構成団体(26)

兵庫県立工業技術センター、(財)新産業創造研究機構 [NIRO]、(財)ひょうご科学技術協会、(財)神戸市産業振興財団、(財)近畿高エネルギー加工技術研究所[AMPI]ものづくり支援センター、(財)先端医療振興財団、(社)発明協会兵庫県支部、(社)兵庫工業会、兵庫県信用保証協会、兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、兵庫県中小企業団体中央会、地域中小企業支援センター（10箇所）、(財)兵庫県雇用開発協会、(独)雇用・能力開発機構兵庫センター、兵庫県職業能力開発協会、(財)ひょうご産業活性化センター

中小企業支援ネットひょうご連携団体(30)

日本政策金融公庫（国民生活事業・中小企業事業）、(株)商工組合中央金庫、(株)三井住友銀行、(株)みなと銀行、(株)但馬銀行、神戸信用金庫、姫路信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、尼崎信用金庫、日新信用金庫、淡路信用金庫、但馬信用金庫、但陽信用金庫、中兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫、兵庫県信用組合、淡陽信用組合、富士信用組合、(独)神戸大学、兵庫県立大学、関西学院大学、甲南大学、神戸市立工業高等専門学校、国立明石工業高等専門学校、(社)中小企業診断協会兵庫県支部、(特)兵庫県技術士会、(社)神戸市機械金属工業会、(協)尼崎工業会、(財)尼崎地域・産業活性化機構

イ 総括コーディネーター等の設置

各中小企業支援機関の持つ支援手段・情報・ノウハウ等を最大限に活用するため、それらをコーディネートする総括コーディネーターを配置するとともに、経営革新・創業等に取り組む成長期待企業の発掘・育成を促進し、中小企業の異業種連携による新事業展開を支援するため、マネージャーを配置する。

ウ 「ビジネスプラザひょうご」の運営

中小企業の交流を促進するため、当センター内の6階・7階に支援ネットの活動拠点として整備した「ビジネスプラザひょうご」を活用して研修会、商談会、交流会等を開催するとともに、「支援ネット」構成団体・連携団体のセミナー等の開催にも活用することで、多くの中小企業への中小企業支援施策の情報発信や企業間の人的ネットワークの拡大を図る。

施設内容		主な機能
6階	交流室 A	○ 中小企業者の情報交換・交流、情報発信 ・ 中小企業者や研修会講師等による情報交換・交流
	交流室 B	
7階	ホール ITサポート室	○ 中小企業支援施策の情報発信、中小企業者の研修支援 ・ 研修会・発表会・商談会等の開催（50～100名）

エ 「支援ネットポータルサイト」の運営

「中小企業支援ネットひょうご」の支援情報を総合的に発信するため、「支援ネット」構成団体や連携団体のイベント、セミナー、支援施策、経営・技術相談等の支援情報を集約したポータルサイトを設け、経営課題を抱える中小企業に対して多様な支援情報の提供を行う。

(2) 成長期待企業発掘・育成支援

経営革新、創業などを目指し、資金調達、技術開発、雇用確保などの課題解決のために前向きに取り組む成長期待企業を「支援ネット」構成団体のネットワークで発掘し、育成策としてマーケティング支援、技術開発支援、専門家による指導・助言等を複合的に実施することで、成長期待企業の成長を支援する。

ア 成長支援メニュー

(7) 専門家の派遣

「支援ネット」の構成団体が発掘した経営革新や創業を目指す中小企業で、成長期待企業発掘・育成委員会において成長可能性が高いと評価された中小企業について、継続的に専門家を派遣し、経営基盤の改善や販路開拓等を中心にきめ細かなアドバイスを行い、事業の成長・発展を支援する。なお、この派遣に係る専門家の費用の2/3を助成する。

専門家の派遣	派遣企業数 24社
--------	-----------

(イ) 成長期待企業貸付（県制度融資）の推薦

「成長期待企業発掘・育成委員会」において選定された成長期待企業や「ひょうご中小企業技術評価制度」で一定水準以上の評価を得られた中小企業が、新たな事業展開等に必要な資金を調達する場合に、当センターから成長期待企業貸付の融資対象として低利融資が利用できるよう推薦することによって資金面の支援を行う。

（融資申込先）県制度融資取扱金融機関、融資限度額：1億円、利率1.55%、期間10年

(ウ) 販路開拓トータルサポート事業

優れた技術・ノウハウを有しながらも、販路開拓のノウハウやルート等を十分に持たない中小企業を支援するため、経験・人脈等を持つマーケティングナビゲーター（企業OBや専門家等）とのマッチングを行い、支援申出を行ったナビゲーターでチームを編成し、販路開拓コーディネーターが中心となって販路見込先との引き合わせを積極的に推進する。なお、今年度は、東京方面での販路開拓への取り組みを強化する。

また、引き合わせの結果、商品のブラッシュアップが必要な場合は、商品改良の専門家を派遣する。

支援対象企業	30社
--------	-----

(イ) 中小企業経営幹部マッチング事業

経営戦略、マーケティング戦略、財務、労務等様々な経営課題を抱える中小企業を支援するため、当該企業の経営課題を的確に把握し、業務遂行を通じ課題解決に積極的に取り組むことができる経営幹部候補とのマッチングを行う。

支援対象企業	5社
--------	----

(オ) ひょうご中小企業技術評価制度実施事業

地域金融機関のリリースンシップバンキング機能強化の動きにも呼応して、技術力や新たなビジネスモデルを有し、成長が期待される中小企業者について、技術力・将来性を評価することにより円滑な資金供給や企業価値アピールを支援する「ひょうご中小企業技術評価制度」を実施する。なお、この評価に係る費用の1/2を助成する。

本制度により把握した企業実態を基礎データとして、中小企業の成長支援のための各種施策を積極的に推進する。

II 地域力連携拠点事業の推進

中小企業等の経営力の向上、創業・再チャレンジ、事業承継等を支援するため、当センターを中小企業が直面している課題解決に向けて支援する連携拠点と位置付け、中小企業の支援に関する知識、能力及び経験を有する応援コーディネーターを配置するとともに、支援機関やパートナー機関（県立工業技術センター、日本政策金融公庫、地域金融機関、弁護士会、公認会計士・税理士団体）及び県内他拠点と連携して中小企業の課題把握をきめ細かくサポートし、中小企業が中長期的に発展するための経営基盤の強化を図る。

窓口専門家相談	地域資源活用・農商工連携・事業承継
専門家派遣	経営力の向上、創業・再チャレンジ、事業承継等の課題に応じて派遣
セミナー開催	経営管理システム普及促進セミナー 知的資産経営支援セミナー 地域資源活用・農商工連携セミナー 事業承継支援セミナー 事業承継マッチングセミナー

1 経営力の向上支援事業

(1) ITを活用した経営管理

会計システムなど経営管理面でのIT利用の導入を支援

(2) 知的資産経営

知的資産を活用した経営革新等に関心を有する企業を対象に知的資産経営報告書等の作成を支援

(3) 経営革新

新規に商店街で開業した経営に課題を有する企業への専門家派遣等による支援

(4) 地域資源活用・農商工連携

県内の特色ある工業技術や観光資源、農産品等を活用した新事業展開を支援

2 創業支援・再チャレンジの支援

ビジネスプランの新たな策定等により、成長が期待できる企業を支援

3 事業承継支援センター事業

事業承継に関して課題を有する企業を対象にセミナーやマッチング等を実施

経営革新及び新事業創出の促進

I 中小企業の経営革新

中小企業のニーズに応じた経営相談、専門家派遣等の事業を実施し、経営革新等を推進する。

1 総合相談窓口の開設

(1) 窓口相談の充実

中小企業の多様な相談内容に的確に対応するため、総合相談窓口には総合相談ナビゲーターを配置するとともに、支援ネット構成団体との連携による窓口相談支援体制の充実強化を図る。

また、曜日毎に異なる中小企業診断士、信用保証協会の相談員を配置し、電話等による相談にも対応する。

曜日	月	火	水	木	金
経営面	中小企業診断士 (工業)	中小企業診断士 (商業)	中小企業診断士 (工業)	中小企業診断士 (商業・情報)	中小企業診断士 (商業・労務)
金融面	—	信用保証協会	信用保証協会	—	信用保証協会

(2) 特別相談

ア 経営革新計画承認申請説明会・相談会

・計画承認の手続、計画策定のポイント等を解説する説明会と専門家による個別相談（毎月1回）

イ 創業・経営特別相談会（土曜特別相談）

・創業や経営に役立つ講座の開催と専門家による個別相談（毎月2回）

ウ オーダーメイド型創業塾

・受講者ニーズに対応した科目を組み合わせ受講できる短期集中型の創業塾（随時実施）

エ 専門相談等

専門的な知識が必要な相談内容に対応するため、国の中小企業・ベンチャー総合支援センターと連携して専門相談を実施する。また、神戸商工会議所と連携して雇用助成金相談を実施する。

・経営活動を行う上で生じる法的問題について、弁護士による個別相談（毎月1回）

・異分野の事業者が連携して新事業活動を行う、新連携についての相談（毎月2回）

・事業所の雇用維持、人材確保の方策に向けた、社会保険労務士による相談（毎週月曜日）

2 専門家派遣事業

(1) 人材情報の提供

専門家派遣を要請する中小企業等に対し、様々な分野にわたる専門家の人材情報を提供する。

(2) 専門家の派遣

創業や経営革新に取り組む中小企業に対し、経験豊富な専門家を派遣し、適切な診断助言を行う。なお、この派遣に係る専門家の費用の1/2を助成する。

また、派遣した専門家が実施した診断助言を評価する事後評価委員会を開催する。

専門家の派遣	派遣企業数 約60社
--------	------------

3 中小企業新事業活動促進法の計画承認等審査会の開催

中小企業の経営革新を支援するため、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画と中小企業経営革新企業支援資金貸付の審査会を実施する。

4 中小企業社外相談役事業

豊富な知識を有する大学教授や第一線で活躍する経験豊かな企業経営者等が、個別中小企業者の実態に即した事業展開上のヒントや知恵を伝授し、中小企業の経営革新等を支援する。

II 新事業の創出・育成

1 新事業創出支援事業

新規創業や中小企業の新分野進出を促進するため、「支援ネット」構成団体等との連携の下、起業家育成システムとして、創業希望者等を対象とした事業化コンサルティングやベンチャー企業等と投資家等とのマッチングの場となるチャレンジマーケットを実施するほか、新技術やサービスを創造するための資金貸付制度を実施することにより、企業の発展段階に応じたきめ細かな支援事業を展開する。

(1) 関係機関との連携による支援体制の構築

他の関係機関との連携を図るとともに、全国イノベーション推進機関ネットワークへの参画を通じて他府県等の支援機関との情報交換を図る。

(2) 起業家育成システム等の実施

ア キックオフセミナー

創業希望者等を対象に、関係機関と連携して起業家意識を醸成するセミナーを開催し、起業家育成システムへの参加を促進する。

イ 事業化コンサルティング

商工会議所等が実施した創業塾修了者等を対象に経営コンサルタント等の専門家による個別指導を行い、創業に必要な実戦的経営知識やマーケティング戦略等を習得する機会を提供する。なお、専門家の派遣費用の2/3を助成する。

ウ チャレンジマーケット

創業・第二創業、経営革新に取り組む中小企業等を対象に「ひょうごチャレンジプロジェクト」を実施し、「ひょうご・神戸チャレンジマーケット」の開催により、金融機関や一般企業などへのビジネスプランの発表機会を提供して資金調達や販路開拓等を支援する。また、マーケット発表企業を成長期待企業やチャレンジ企業に認定して幅広い支援を行う。

(3) 新技術・サービス創造資金貸付事業

独創性・新規性の高い実用化段階の研究開発や新事業開発の取り組みを促進するため、資金貸付事業を実施する。

ア 貸付規模

事業額（県借入金）	200,000 千円
-----------	------------

イ 貸付条件

	産学連携・事業連携	単独企業（ものづくり・IT）	生活・サービス産業
対象者	産学連携または事業連携により実用化開発を行うとする企業等	ものづくり、IT分野における新規性・独創性のある新規事業開発に取り組む中小企業者等	生活・サービス産業における新規性・独創性のある新規事業開発に取り組む中小企業者等
対象経費	①試作段階までの新製品、新技術の研究開発に必要な経費 ②マーケティング調査、販路開拓事業		
貸付限度額	50,000 千円 (単年度 25,000 千円)	10,000 千円	2,000 千円
貸付率	対象経費の 70%以内		
貸付期間	10 年以内		
償還方法	3 年据置半年賦償還		
貸付利率	無利子		

(4) 地域中小企業知的財産戦略支援事業

知的財産を経営戦略の柱にしようとしている中小企業に対して、弁理士、技術士等の専門家を派遣し、知的財産戦略の構築支援を行う。

2 新産業創造キャピタル事業

当センターが出資する「ひょうご産業活性化ファンド第2号投資事業有限責任組合」（平成18年11月・出資総額10億円、平成21年1月より当センターが無限責任組合員の地位に就くこととなった）を通じた株式投資について、既存企業における新規事業展開等による事業収益等に着眼した投資等、投資対象を拡大し、次世代の兵庫を担う成長産業を創造するベンチャー企業等を育成する。

また、「ひょうご産業活性化ファンド投資事業有限責任組合」（平成17年4月・出資総額5億円）による株式投資企業を含め、事後フォローとして、投資先企業の財務状況や経営課題を把握するとともに、必要に応じて公認会計士や中小企業診断士等の専門家を派遣して財務戦略等について支援するなど、投資先企業の活性化を促す。

更に既存ファンドに続く新規ファンドの組成にも着手する。

III 産業の情報化・情報産業の育成

1 情報化支援事業

(1) 情報専門家の派遣等

中小企業等が自社の情報化を行う際の課題・問題点の解決を図るため、企業の求めに応じ情報分野の民間専門家を派遣し、企業の現状に即した診断・助言を実施する。なお、この派遣に係る専門家の費用の1/2を助成する。

また、派遣した専門家が実施した診断助言を評価する事後評価委員会を開催する。

(2) ひょうご産業デザイン発掘プログラムの実施

専門学校生や大学生等を対象に、県内中小企業等が必要とする実践的な産業デザインを募集することにより、即戦力として期待されるコンテンツ人材を育成するとともに、中小企業等のデザイン力強化を図る。

区 分	内 容
応募資格	専門学校生や大学生（参加登録した教育機関の学生等）
対象作品	産業分野のコンテンツテーマ（グラフィックデザイン、製品デザイン、Webデザイン等）

(3) 関西イノベーションパートナーシップ事業

サービスやものづくりを行う中小企業において、ITの利活用によるイノベーションを促進するため、県内の支援機関や団体と連携して、ITの導入やベンダーを活用するためのセミナー等を実施する。

2 情報化基盤整備促進事業

当センターが行う情報化支援活動の基盤を強化するため、情報機器等の更新、情報発信力の充実を図ることにより、中小企業者に対する情報化支援を促進する。

地域産業の活性化

I 商店街等の活性化

1 中小小売商業経営支援事業

中小小売商業者の活発な事業展開に役立つ情報を提供する。

(1) 小売商業情報の提供

小売商業に関する情報を掲載した情報誌を年6回編集・発行するとともに、経営に役立つ内容のビデオを収集・貸出しすることで中小小売商業を支援する。

ア 情報誌「商ひょうご」の発行

イ 中小小売商業に関するビデオソフトの貸出

貸出し件数	200 件
-------	-------

(2) 商店街等の調査研究

中心市街地の活性化を図る観点から、商店街と大規模小売店の共存共栄事例を調査・研究し、大規模小売店の進出を商店街の発展につなげる方策等を提言する。

(3) 小売商業のマーケティング支援

中小小売商業者の新規開業促進や販売促進等のため、商圈地図情報提供システムを活用して商圈内の人口や消費動向等の各種情報を提供する。

情報提供件数	100 件
--------	-------

(4) 商業アドバイザーの派遣

空き店舗活用支援事業助成金を活用して商店街等の空き店舗で新規開業を検討している起業家等に対し、店舗経営等のノウハウを有する商業アドバイザーを派遣し、開業に向けた事業計画策定等に関する助言を行う。なお、この派遣に係る専門家謝金等の費用の2/3を助成する。

アドバイザーの派遣	延べ30回
-----------	-------

(5) 商業支援シニアマネージャーの設置

空き店舗対策をはじめ地域商業の活性化に取り組む商店街等に対し、幅広い知識・経験、ノウハウや多彩な人的ネットワークを生かした指導・助言を行う「商業支援シニアマネージャー」を設置する。

2 空き店舗活用支援事業

商店街・小売市場等の新陳代謝を促進し、活性化を図るため、ホームページから空き店舗情報を発信するほか、空き店舗を活用した不足業種・業態の出店誘致や住民のコミュニティスペースの設置等により、商業集積の魅力の向上や賑わいの創出を図る商店街等（個店を含む）の取り組みを支援する。

(1) ひょうご空き店舗情報の提供

インターネットを活用した空き店舗情報提供システムにより、商店街等の空き店舗情報を提供する。

物件掲載件数	440 件
アクセス件数	10,000 件

(2) 空き店舗活用に対する助成

商店街・小売市場の空き店舗を活用し、商業集積の魅力を高める新規出店を行う事業者や、地域コミュニティの核となる施設の設置を行う者に対し家賃等の一部を助成する。

<助成制度の内容>

助成事業名	助成事業の内容	助成対象団体	助成期間	助成対象経費	助成限度額	助成率
①新規出店促進計画策定事業	魅力ある店舗の新規出店促進等、商店街の空き店舗解消や商業集積の再生に向けた計画策定を支援する事業	①商店街、小売市場 ②商工会、商工会議所 ③第三セクター、まちづくり団体	1年	謝金、旅費、印刷製本費、委託費、通信運搬費、店舗等賃借料（実験事業に限定）等	100万円	1/2
②新規出店支援事業	意欲ある事業者等の新規出店の促進を図る事業	①商店街、小売市場 ②商工会、商工会議所 ③センターが支援した開業者 ④第三セクター、まちづくり団体	2年	店舗等賃借料 内装工事費	1年目： 150万円 2年目： 50万円	1/3
③商店継承支援事業	後継者不在店舗の設備等を活用した新規出店を支援し、商店街等の店舗の適正配置を図る事業	①商店街、小売市場 ②商工会、商工会議所 ③センターが支援した開業者 ④第三セクター、まちづくり団体	2年	店舗等賃借料 内装工事費	1年目： 150万円 2年目： 50万円	1/3
④活性化支援事業	商店街等の空き店舗等を活用した地域住民の生活利便を支援する事業	①商店街、小売市場 ②商工会、商工会議所 ③第三セクター、まちづくり団体等	2年	店舗等賃借料 内装工事費 広報費	1年目： 300万円 2年目： 150万円	1/2 (原則として市町随伴補助が必要)

3 菓子産業等振興事業

「第25回全国菓子大博覧会・兵庫」の成果を継承し、県下菓子産業の一層の振興、さらに、観光産業や地域商業等との連携を通じた広範な産業の振興を図るため、菓子産業団体等が行う菓子職人等の人材育成や菓子ブランド化の推進等の取り組みを支援する。

II ものづくり産業等の活性化

1 中小企業取引振興事業

取引の受注環境が悪化するなか、新たに「取引拡大相談員」を配置し、発注案件の開拓等取引情報の収集・提供に努めるとともに、「取引商談会」を拡充開催し、企業間取引の拡大を図る。

(1) 取引情報の収集提供

県内の中小企業へ取引情報を提供するため、県内外の発注企業への発注ニーズ調査並びに企業訪問等を実施し、取引情報の収集提供を行う。

発注開拓調査	3,800 企業	調査時期 4月、9月、12月	
発注企業訪問	400 企業	上期 200 企業	下期 200 企業
取引情報収集提供	800 件	上期 400 件	下期 400 件

(2) 取引機会の拡大

県内中小企業の取引拡大を図るため、広域の関係機関等とも連携しながら「取引商談会」を拡充開催（4回→6回<神戸、尼崎で増>）し、仕事の発注・受注のマッチングを促進するとともに各種取引情報を提供する。

商談会の実施にあたっては、新たに国際フロンティア産業メッセ（9月）と併催するなど、他団体主催のイベント等にも積極的に参画して幅広く多彩に開催するほか、「ビジネスプラザひょうご」を活用したミニ商談会等も必要に応じて随時開催する。

取引商談会

時 期	6 月	9 月	10 月	12 月	2 月	3 月
場 所	姫路市内	神戸市内	尼崎市内	神戸市内	神戸市内	尼崎市内
発注企業	15 企業	20 企業	15 企業	15 企業	15 企業	15 企業
受注企業	80 企業	100 企業	80 企業	80 企業	80 企業	80 企業

(3) 新規登録推進

新規登録企業を開拓するため、企業を訪問するとともに、地域中小企業支援センター・商工会議所・商工会等へ企業の紹介を依頼する。

受・発注企業登録	100 企業
----------	--------

2 経営基盤向上等支援・取引適正化事業

景気低迷下にあつて、企業経営の合理化、新分野進出等を行おうとする中小企業者等を対象に講習会等を実施し、経営基盤の向上及び取引の適正化を推進する。

3 苦情紛争処理事業

取引に関する苦情・紛争の解決に向け、随時、「下請かけこみ寺」相談員等が相談に応じるとともに、弁護士による法律相談を実施するほか、適正取引推進のためのガイドライン説明会を開催するなど、(財)全国中小企業取引振興協会とも連携した取り組みを推進する。

Ⅲ 設備投資等の促進

1 小規模企業者等設備貸与事業

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を支援するため、利用促進に向けた幅広い損料率設定による制度改善のもと、設備貸与（割賦・リース）制度を拡充実施する。

(1) 貸与規模

区 分	事 業 額	資 金 構 成	
		県 借 入 金	金融機関借入金
割賦制度	1,200,000千円	600,000千円	600,000千円
リース制度	1,000,000千円	500,000千円	500,000千円
合 計	2,200,000千円	1,100,000千円	1,100,000千円

(2) 貸与条件

項 目	内 容		
対 象 企 業	国の定める基準に該当する従業員20人（特認50人）以下の小規模企業者等		
対 象 設 備 及 び 貸 与 限 度 額	① 国の定める基準に該当する創業及び経営基盤の強化に必要な設備 ② 1企業当たりの設備価格の合計額が、100万円以上6,000万円以下の設備		
区 分	割賦制度	リース制度	
貸 与 期 間	7年以内	3年以上7年以内	
償 還 方 法	半年賦償還	月賦支払	
割賦損料率及び 月額リース料率	割賦損料率 年1.50%～2.50%	月額リース料率 1.351%～2.996%	実質年利 3.66%～4.98%

※公害防止施設の貸与期間は12年以内

(3) 情報の提供及び助言業務

ア 事前助言等

設備貸与申込企業に対する現地調査の際、設備導入にかかる資金計画、経営面全般について、適切な情報の提供及び助言を行う。

割賦制度	リース制度	合 計
100件	80件	180件

イ 事後助言等

(7) 貸与企業訪問等

貸与実行後に貸与設備の効率的な使用と技術の向上のため、貸与企業から設備の利用状況及び経営状況等の報告を求め、希望企業等に経営基盤の強化となる財務管理・経営計画・人材育成・品質管理等について、専門家等による助言及び情報提供を行うとともに、職員が企業を訪問して設備の管理と経営実態を把握して助言及び情報提供を行う。

区 分	割賦制度	リース制度	合 計
専門家による情報提供・助言	45件	15件	60件
職員による情報提供・助言	260件	80件	340件
合 計	305件	95件	400件

(イ) 調査・情報提供等

企業経営の合理化及び技術の向上を図るため、調査及び情報・資料の収集に努め、貸与企業に対して情報提供及び助言を行う。

項 目	実施時期	対 象
貸与設備利用状況調査（現貸与企業）	4月	640企業
情報提供（中小企業関連の施策内容等）	随 時	

2 先進機器・省エネルギー等設備貸与事業

中小企業者の経営及び技術改善の強化に必要な設備の導入を支援するため、利用促進に向けた幅広い損料率設定や貸与期間の延長（7年→10年）による制度改善のもと、設備貸与（割賦・リース）制度を拡充実施する。

(1) 貸与規模

区 分	事 業 額	資 金 構 成	
		県 借 入 金	金融機関借入金
割賦制度	1,000,000千円	500,000千円	500,000千円
リース制度	500,000千円	250,000千円	250,000千円
合 計	1,500,000千円	750,000千円	750,000千円

(2) 貸与条件

項 目	内 容		
対 象 企 業	県の要綱に定められた業種で、従業員21人以上300人以下の企業		
対 象 設 備 及 び 貸 与 限 度 額	県の要綱に定められた設備で、1企業当たりの設備価格の合計額が、1,000万円以上6,000万円以下（特認10,000万円以下）		
区 分	割賦制度	リース制度	
貸 与 期 間	10年以内	3年以上10年以内	
償 還 方 法	半年賦償還	月賦支払	
割賦損料率及び 月額リース料率	割賦損料率	月額リース料率	実質年利
	年1.50%～2.50%	0.987%～2.996%	3.48%～4.98%

(3) 情報の提供及び助言業務

小規模企業者等設備貸与事業に準じて行う。

ア 貸与企業訪問等

区 分	割賦制度	リース制度	合 計
事 前 助 言 等	40件	20件	60件
専門家による情報提供・助言	15件	5件	20件
職員による情報提供・助言	70件	10件	80件
合 計	125件	35件	160件

イ 調査・情報提供等

項 目	実施時期	対 象
貸与設備利用状況調査（現貸与企業）	4月	130企業
情報提供（中小企業関連の施策内容等）	随 時	

3 最新規制適合車等代替促進特別貸与事業

県内の中小企業者が、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の排出基準に適合する自動車へ代替する際の貸与（割賦販売）制度を実施する。

(1) 貸与規模

事業額（県借入金）	1,020,000千円
-----------	-------------

(2) 貸与条件

項 目	内 容
対 象 企 業	法の排出基準を満たさない車両総重量 8 トン以上の自動車（バスにあつては定員 30 名以上）を解体廃車（道路運送車両法第 15 条に基づく抹消登録）し、法の排出基準を満たす自動車を購入しようとする中小企業
対象設備及び貸与限度額	①車両総重量 8 トン以上の自動車（バスにあつては定員 30 名以上） ②1 企業当たりの車両価格の合計額は 7,500 万円以下
区 分	8 年以内
貸 与 期 間	半年賦償還
割 賦 損 料 率	年 1.5%または年 3.0%（担保の有無等による）

(3) 情報の提供及び助言業務

小規模企業者等設備貸与事業に準じて行う。

ア 貸与企業訪問等

事 前 助 言 等	100 件
専門家による情報提供・助言	5 件
職員による情報提供・助言	25 件
合 計	130 件

イ 調査・情報提供等

項 目	実施時期	対 象
貸与設備利用状況調査（現貸与企業）	4 月	40 企業
情報提供（中小企業関連の施策内容等）	随 時	

4 小規模企業者等設備資金貸付事業

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進を支援するため、設備資金貸付制度を実施する。

(1) 貸付規模

事業額（県借入金）	1,000,000 千円
-----------	--------------

(2) 貸付条件

項 目	内 容
対 象 企 業	国の定める基準に該当する従業員 50 人以下の小規模企業者等
対象設備及び貸付限度額	①国の定める基準に該当する創業及び経営基盤の強化に必要な設備 ②50 万円以上 4,000 万円以内
貸 付 率	購入設備価格の 50%以内
貸 付 期 間	7 年以内
償 還 方 法	1 年据置半年賦償還
貸 付 利 率	無利子

※公害防止施設の貸付期間は 12 年以内

(3) 助言等業務

ア 事前助言等

申請企業に対する企業診断の際に、経営状態や設備導入に係る資金計画等総合的に診断を行い、貸付対象としての妥当性を判定するとともに適切な情報の提供及び助言を行う。

イ 事後助言等

既貸付企業に設備の利用状況及び経営状況について報告を求め、設備効果の発揮及び貸付金の円滑な償還を確保するために適切な情報提供及び事後助言を行う。

事後助言件数	20 件
--------	------

5 地域産業振興資金貸付事業

地場産業・小売業等を営む小規模企業の設備導入及び工場・店舗等の増改築の促進を支援するため、設備資金等の貸付制度を実施する。

(1) 貸付規模

事業額（県借入金）	200,000 千円
-----------	------------

(2) 貸付条件

項目	内 容
対 象 企 業	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県内で製造業、小売業、一般飲食業を営む企業 ・常時使用する従業員が10人以下の企業 ・日々の取引を正確に帳簿に記録している企業 上記要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する企業 ①地場産業を営む企業 ②事業転換を図る企業 ③下請取引あっせん登録をしている企業 ④大規模小売店舗対策を講じる企業 ⑤労働力確保法等の認定・承認計画を実施する企業
対象設備及び貸付限度額	①機械設備（車両を除く。） 1,000 万円 ②事業用建物（増改築・内装工事） 1,000 万円 ただし、①と②を併用の場合 1,000 万円
貸 付 率	購入設備価格の25%以上70%以内 ただし、商工会議所・商工会の推薦を受けた企業は80%以内
貸 付 期 間	7 年以内
償 還 方 法	1 年据置半年賦償還
貸 付 利 率	無利子

(3) 助言等業務

小規模企業者等設備資金貸付事業に準じて行う。

事後助言件数	20 件
--------	------

6 中小企業経営革新企業支援資金貸付事業

兵庫経済に好ましい波及効果をもたらす新商品開発等の革新性の高いモデル的な取り組みを促進するため、経営革新計画承認企業等に対する資金貸付事業を実施する。

(1) 貸付規模

事業額（県借入金）	100,000 千円
-----------	------------

(2) 貸付条件

項目	内 容
対 象 企 業	中小企業経営革新計画承認企業等
対 象 事 業	特に革新性の高いモデル的な事業 ①新商品・新技術・新役務開発 ②販路開拓 ③新事業動向等調査（①に係るものに限る。） ④人材養成
資 金 使 途	設備資金等
貸付限度額	1,000 万円
貸 付 率	25%以上70%以内（支援ネット枠25%以上80%以内）
貸 付 期 間	7 年以内
償 還 方 法	1 年据置半年賦償還
貸 付 利 率	無利子

(3) 助言等業務

小規模企業者等設備資金貸付事業に準じて行う。

事後助言件数	5 件
--------	-----

7 債権管理業務

設備貸与・資金貸付に係る未収債権の発生を防止するため、申請時の現地調査を強化するとともに、信用調査機関の活用を図るなど、企業経営情報の収集に努め、利用企業等の企業実態及び資産等を的確に把握する。

なお、新規未収債権については、未収発生後早期に企業訪問を行うなど迅速に対応し早期回収に努める。

また、繰越未収債権については、延滞企業への訪問を強化することなどにより、支払能力を的確に把握し、個々の企業に応じて法的整理を含めた適切な措置を講じ、未収債権の回収に努める。

IV 産業情報の提供

1 産業情報提供事業

中小企業の企業活動を支援するため、産業情報の提供等を行う。

(1) 月刊産業情報誌の発行

県内企業の話題・役に立つ経営情報をはじめ、新産業創出、経済、経営、技術、情報化、行政施策等の産業情報を提供する月刊産業情報誌を発行する。

発行仕様	発行日 毎月30日、A4判40ページ、毎号3,600部、年12回
------	----------------------------------

(2) メールマガジンの配信

当センターや「中小企業支援ネットひょうご」構成機関等からのセミナー等の各種情報を、メールマガジンで配信する。(毎月1日、16日の2回発行)

V 公益事業への資金供給

1 公益事業資金供給事業

公益法人等が実施する公益事業に必要な資金の貸付を行う。

貸付条件	貸付内容
貸付額	1,000百万円
貸付期間	平成19年4月2日から10年間
貸付先	(株)商工組合中央金庫
貸付利率	年利2.079%

平成21年度新規貸付予定はなく、上記貸付債権の管理を実施する。

国内外企業の立地促進

I 国内企業の立地促進

設備投資計画を有する企業に対して、企業が求める立地環境や産業用地などの投資関連情報を総合的に提供するとともに、本県が有する優れた産業基盤をアピールし、国内企業の県内立地を推進するほか、首都圏、近畿圏の主要な企業を訪問し、投資情報の収集を行うとともに、本県の立地優位性をPRする。

特に、大阪湾ベイエリアの立地特性を生かし、設備投資が活発化しているデジタル家電、太陽・燃料電池、高分子化学、精密機械・電子部品、医療・製薬等の産業の集積を進める。

また、但馬、丹波、淡路地域については、農林漁業や自然環境等の特性を生かし、食品製造、環境関連等の企業進出を進めるとともに、既存工場の維持・拡張を支援する。

1 国内企業誘致事業

本県への新規進出や県内での工場の新増設を検討している企業等を訪問するなど積極的な誘致活動を行う。

(1) 企業訪問活動

成長性の高い企業を訪問し県内立地環境をPRするとともに、投資計画を持つ企業の掘り起こしを行う。特に、設備投資姿勢が慎重化している状況下、業種、企業内容等に鑑みた重点的、効率的な企業訪問を行う。

(2) 産業用地の情報提供

来訪、電話等による企業からの産業用地の照会や相談に対して、産業団地だけでなく、工場跡地や工場適地等の民間の未利用地を併せて情報提供を行う。

(3) 現地案内の実施

産業用地を求めている企業において、現地視察を希望するときは現地に案内し、用地の現況を見ながらより具体的な情報提供を行う。

(4) 各種優遇制度の説明

県の産業集積条例に基づく税制上の優遇措置や助成金、融資制度のほか、市町の優遇制度等の情報を提供する。

(5) 関係機関とのコーディネート

産業団地の事業主体との具体的な交渉や工場建設等に係る各種届出窓口の紹介の希望があるときは、関係機関への紹介、連絡等を行う。

2 企業投資アンケートの実施

県内及び首都圏、近畿圏等の成長性の高い企業を対象に工場新増設や機械設備の導入等に関する投資アンケートを行い、企業情報を収集し、誘致活動に活用する。

3 企業誘致専門員の増員配置

民間企業での営業経験等を持つ人材を「企業誘致専門員」として首都圏や近畿圏（新規）に配置し、積極的な企業訪問により投資情報の収集を行うとともに、県内の産業用地情報の提供を行い、企業誘致を図る。

4 企業誘致PR事業

「ひょうごの産業団地」等PRツールの作成や企業等が参加する展示会に出展するなど、県内産業団地や優遇制度等の立地環境をPRし県内への企業立地を促進する。

5 立地済企業へのフォローアップ

すでに本県に立地した企業を訪問し、立地後の状況をヒアリングするなど企業の課題を把握し、問題等があれば関係機関に連絡を行い、企業の円滑な事業活動の確保に努めるとともに、立地の決め手となったポイントなど今後の企業誘致活動の参考となる意見等を収集する。

6 誘致関係機関との連携

産業団地分譲主体及び市町の企業誘致担当のほか、商工会議所や金融機関等の民間誘致機関と連携し、地域が一体となった誘致活動を展開する。

II 国際投資の促進

外国・外資系企業に対する県内誘致活動を推進するとともに、県内企業の海外進出を支援することにより双方向の国際経済交流を推進する。

特に、日本へ新たに進出を計画する外国企業に対し、日本法人設立の手续や入居可能オフィスの紹介など、神戸市、ジェトロ等関係機関と協力し、きめ細かな進出サポートを実施する。

また、首都圏に進出している外国企業日本本社等に対し二次進出先として兵庫県の立地環境をPRする。

1 外国・外資系企業誘致事業

(1) 外国・外資系企業に対する進出サポート

外国・外資系企業に対し、ビジネス関連情報、許認可手続、生活関連情報を提供するとともに、各種アドバイスなどの進出サポートを行う。

ア ビジネス関連情報の提供

進出を検討している企業に対して、希望に応じてマーケット情報、合弁・技術提携先、優遇策、人材確保等に関する地域の情報を提供する。

イ 許認可手続のサポート

外国企業が初めて日本で拠点を設置しようとする場合に必要となる、事務所・支店・法人設立手続、就労ビザ取得等の手続き情報を提供する。

ウ 生活関連情報の提供

進出する外国企業の代表者など外国人が県内で生活していくことを支援するため、住宅、病院、学校、税金等の生活関連情報を提供する。

エ 専門アドバイザーの設置

外国・外資系企業が県内でビジネスを開始するにあたって専門家への相談、アドバイスを希望する場合は、弁護士、公認会計士・税理士、行政書士等による無料相談を行う。

(2) 外国・外資系企業に対するPR活動

ア 外国語表記のPRツールの作成

外国・外資系企業や外国政府機関、経済団体などへ兵庫県の投資環境などをPRするため外国語表記（英語・中国語など）のパンフレットやホームページ等を充実する。

イ 国際展示会等への参加

外国・外資系企業が参加する展示会・商談会等に参画し、「ひょうご・神戸」の投資環境をPRする。

(3) 進出企業に対するフォローアップ

「ひょうご・神戸」に進出した外国・外資系企業の進出後の定着化を支援するため、進出企業の課題等を把握しサポートを実施する。

2 海外進出支援事業

外国における事業所・会社設立や製品販売など、海外進出を検討している県内企業に対し進出サポートを行う。

(1) 関連情報の提供

現地の投資環境・生活関連情報などを提供するとともに、国際投資を支援する関係機関の紹介を行う。

(2) 海外進出支援セミナー等の実施

海外市場の動向や海外進出のノウハウ、投資環境などを紹介するセミナーや個別相談を実施する。

3 誘致関係機関との連携

外国・外資系企業誘致を推進している兵庫県、神戸市、ジェトロ、神戸商工会議所などと連携し、地域が一体となった誘致活動を推進するとともに、首都圏等の外国公館、外国商工会議所などとのネットワークを形成する。

また、海外投資・進出の手法等を助言している（独）中小企業基盤整備機構（国際担当）、（財）対日貿易投資交流促進協会や大手銀行（国際部）等との協力ネットワークを築き、広範囲な支援ネットワークを形成する。